

夏期こども水泳教室 (初心者・初級者) 参加者募集



夏休みに泳げるようになろう!

夏休み期間中に一人でも多くの人に水泳の技術、知識を習得していただくため、水泳教室を開催します。

【とき】 ※午後7時～8時15分
7月25日(月) 全体開校式
8月17日(水) 全体閉校式

【ところ】
阿山B&G海洋センター (屋内プール)

【対象者】
市内小学生で25m以上泳げない人

【定員】
○初心者コース 20人
○初級者コース 50人
※定員を超えた場合は

抽選します。また、兄弟などで申し込みした場合でも個人として抽選します。

【参加料】 1,000円 (傷害保険料など)

【持ち物】
水着・スイミングキャップ・タオル・着替えなど

【講師】 伊賀市水泳協会 インストラクター
※熟練したインストラクターによる指導です。基礎から丁寧に指導します。

【申込方法】
教室名・希望コース・住所・氏名・学年・電話番号・保護者名を記入の上、7月13日(水)午後5時までに、はがき・FAX・Eメールのいずれかでお申し込みください。



《初心者コース》

○とき 7月27日(水)・29日(金)・8月3日(水)・5日(金)・10日(水) 午後7時～8時15分
※全7回 (全体開校式・閉校式含む)
○内容 水なれ・水遊び・浮き身・初歩的なバタ足

《初級者コース》

○とき 7月28日(木)・8月1日(月)・4日(木)・8日(月)・15日(月) 午後7時～8時15分
※全7回 (全体開校式・閉校式含む)
○内容 息継ぎをして泳ぐ・クロールなど (フォームの習得)
※初級者コースについては着衣水泳1回を含みます。

※教室期間中はプール全面またはコースを専用使用しますのでご了承ください。

【申込先・問い合わせ】

〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
教育委員会スポーツ振興課
☎ 22-9680 FAX 22-9692
✉ sports@city.iga.lg.jp

義援金総額 55,605,981円 (3月14日～5月27日) ⇒ 日本赤十字社へ送金

東日本大震災被災地への
義援金 受け入れ状況

ご協力いただいた企業・団体 (敬称略)

(4月27日～5月27日)
比土里小場・上野建設業組合・コミュニ
ティホール五十路会・かんべいさいき
市菜の花まつり・長谷製陶(株)・THY
ME CAFE & DINER・波多野均リ
サイクル実行委員会・余野公園保勝会・
ウエストスポーツクラブ上野・上野高
等学校吹奏楽部ギターマンドリン部・上
野高等学校生徒会・上野高校あすなろ
インターアクトクラブ・上野ローリー
クラブ・白ゆり会・神誠同志會・伊賀市
体育協会・伊賀市スポーツ少年団・上
友田区区民一同・府中地区区長会・阿
保西部区・小田町自治会・上野桑町自
治会・上野鉄砲町自治会・上野茅町自
治会・上野西日南町自治会・上野東日
南町自治会・上野万町自治会・三田自
治会・上野池町自治会・島ヶ原地域ま
ちづくり協議会・壬生野地域まちづく
り協議会・依那古地区住民自治協議会

お寄せいただいた義援金は、日本赤
十字社を通じて、被災された方々にお
届けします。ご協力ありがとうございました。

【義援金箱の設置場所】

本庁南庁舎玄関ロビー・厚生保護課・
各支所・各地区市民センター

【問い合わせ】 厚生保護課

☎ 22・9650 FAX 22・9661



あき地の適正管理に努めましょう

～あき地（住宅密集地）などの土地所有者は雑草の除去を～

問い合わせ 環境政策課 ☎20-9105 FAX20-9107

市では、雑草が生い茂り放置された状態の土地をなくし、安全で良好な生活環境を維持するため、「あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定しています。条例では、あき地の土地所有者や管理者の責務を明確に定めており、快適で住みよい町づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

あなたの土地は大丈夫ですか

- ◆次のような管理状態の場合、条例により草刈指導対象となります。
 - 害虫などの発生原因となっている。
 - 歩行者や車両の通行の妨げになっている。
 - ごみの不法投棄場所となっている。
 - 火災の原因になり、付近の家に燃え移る恐れがある。
 - 周囲の景観を著しく損ねている。

お知らせ 人権パネル展

【と き】 7月5日(火)～28日(木)
午前9時～午後5時
※土・日曜日・祝日を除く。
【ところ】 いがまち人権センター
【内容】 「みんなの地球を大切にしよう～地球温暖化～」
自分のライフスタイルに責任を持ち、地球環境を大切にすることは、人権を大切にすることへとつながります。
※自転車発電体験コーナーもあります。
【問い合わせ】
いがまち人権センター
☎45-4482 FAX 45-9130

お知らせ 男女共同参画パネル展

【と き】 6月23日(木)～29日(水)
午前9時～午後5時
※土・日曜日を除く。
【ところ】 いがまち公民館ホール前
【内容】
毎年、6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。女性も男性も、共に支え合い、さまざまな場で個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて理解を深めていただきます。
【問い合わせ】 伊賀支所住民福祉課
☎45-9108 FAX 45-9120

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、「もっとこうしてほしい」「こんな広報・番組だったらいいな」など、ご意見・ご要望をお聞かせください。
【問い合わせ】 秘書広報課
☎22-9636 FAX 22-9617

お知らせ 第1回いがまち解放講座

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決に向けて講演会を開催します。
【と き】
7月15日(金)
午後7時30分～9時
【ところ】
いがまち人権センター
※昨年度とは開催場所が違います。
【演題】
「被差別部落女性の抱える課題から『わたし』『つながり』『社会』を考える」
【講師】
近畿大学人権問題研究所 准教授 熊本 理抄さん
【問い合わせ】
いがまち人権センター
☎45-4482 FAX 45-9130

お知らせ ライトピアおおやまだ 人権フェスティバル

長崎からの発信
～島原の子守唄に思いを馳せて～
【と き】
7月8日(金) 午後7時30分～
【ところ】
ライトピアおおやまだ
【講師】
長崎県人権教育研究協議会 会長 田中 良彦さん
【内容】
子守唄が物語る史実や心情を忘れてはなりません。そこには、社会的背景から過酷な運命にさらされた人たちがいます。
子守唄から人権、そして命について、考えてみませんか。
【問い合わせ】
ライトピアおおやまだ
☎47-1160 FAX 47-1162

お知らせ 東日本大震災の被災者の皆さんへ

～税金関係のお知らせ～
東日本大震災により被害を受けた人は、**所得税の軽減・免除**を受けることができ、税務署で手続きを行うことで、所得税が還付される場合があります。
また、**源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付**などの特例があります。
詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。
地方税についても、**住民税・固定資産税・自動車税**などの特例があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金や自治体を通じての被災者への義援金、日本赤十字社・中央共同募金会などへの義援金は、「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) をご覧ください。
【問い合わせ】 課税課
☎22-9613 FAX 22-9618

お知らせ 紹介状がなくても 受診しやすくなりました

これまで、外来において初診時に紹介状がない場合、保険外療養費として1,050円をいただいていたが、これを徴収しないこととしました。
【問い合わせ】 医療業務課
☎24-1111 FAX 24-2268